

①国名	Republic of Malawi (MW) (マラウイ共和国)				
②名称	Ministry of Justice and Constitutional Affairs / Department of the Registrar General				
③所在地	Fatima Arcade, Haile Selassie Road P.O. Box 100				
④連絡先	(電話) (265) 182 7893		(FAX)(265) 01 788 153 / (265) 01 788 732		
	(E-mail) reg@registrargeneral.gov.mw		(internet)		
⑤組織の長	Head of Intellectual Property :				
	Mr. Chikumbuso Namelo				
⑥沿革	(1) 英国の保護領であったニアサランドは、1964年7月6日に英連邦における独立国となり、マラウイと称されている。そして、マラウイは1966年7月6日にマラウイは共和国となった。				
	(2)特許法は、1958年4月に特許法No.13、Cap.49:02が施行され、1985年法律第9号にてARIPO Harare Protocolに基づく改正が行なわれている。				
	(3)意匠法は、1958年4月に意匠法No.12、Cap.49:05が施行され、1985年法律第9号にてARIPO Harare Protocolに基づく改正が行なわれている。				
	(4)商標法は、1958年法律第14号、Cap. 49:01が施行され、その後、1987年8月に改正法No.18が施行されている。				
⑦所管	特許、意匠、商標				
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	1970/6/11	1991/10/12			
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
		1964/7/6			
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
	ブタペスト	ロンドンアクト	ヘーグ ヘーグアクト	ジュネーブアクト	リスボン
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
		2018/12/25	1978/1/24	1995/10/24	1995/10/24
ストラスブール	ウィーン	WTO			
1996/7/24		1995/5/31			

①国名	Republic of Malawi (MW) (マラウイ共和国)					
⑪統計データ	出願件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数				
		(内 外国出願)				
		(内 日本から)				
		(内 PCTルート)				
	実用新案	全数				
		(内 外国出願)				
	意匠	全数				
		(内 外国出願)				
		(内 日本から)				
	商標	全数	652	658	644	683
		(内 外国出願)	652	658	644	683
		(内 日本から)	10	18	12	16
	登録件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数				
		(内 外国出願)				
		(内 日本から)				
		(内 PCTルート)				
	実用新案	全数				
		(内 外国出願)				
意匠	全数					
	(内 外国出願)					
	(内 日本から)					
商標	全数	571	692	671	798	
	(内 外国出願)	571	692	671	798	
	(内 日本から)	19	24	15	16	
出典：WIPO IP Statistics						

⑫ 組 織

<組織図>

①国名	Republic of Malawi (MW) (マラウイ共和国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	1985年 4月1日 (1985年改正法No.9)
	③地理的効力の範囲	マラウイ国内のみ
	④他国制度との関係	ARIPO加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人) (特許法第11条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。マラウイに非居住の出願人は、マラウイに送達のための宛先を選定しなければならないので代理人を選任しなければならない。 (特許法第12条(1)(c)、(d))
	⑦出願言語	英語
	⑧特許権の存続期間及び起算日	完全明細書提出日から16年。 (特許法第29条)
	⑨新規性の判断基準	国内公知、内国刊行物 (特許法第2条)
	⑩グレースピリオド*	
	⑪非特許対象	(1) 食品、医薬品とそれらの混合品 (2) 法律或いは道徳には反するもの (3) 科学的に実施不可能なもの (特許法第18条(1))
	⑫実体審査の有無及び審査事項	無。 (特許法第16条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	無。
	⑯異議申立制度の有無	有。公開日から3ヶ月間、何人も当該出願に対して意見及び/又は異議の申立ができる。 (特許法第22条)
	⑰無効審判制度の有無	有。 (特許法50条(1))
	⑱実施義務	有。特許付与日から3年、又は特許出願日から4年のいずれか遅い方までに実施しないときは、強制実施権設定の対象となる。(特許法37条(1))
	⑲費用 単位 MWK (マラウイ・クワチャ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 500 MWK 公告料 150 MWK [特許権維持に掛かる費用] 4年－6年次 165 MWK(毎年) 14年次 300 MWK 7年－9年次 180 MWK(毎年) 15年次 350 MWK 10年－11年次 200 MWK(毎年) 16年次 400 MWK 12年－13年次 250 MWK(毎年)
	⑳料金減免措置の有無	無。
	㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。

①国名	Republic of Malawi (MW) (マラウイ共和国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	1985年4月1日(1985年改正法No.9)
	③地理的効力の範囲	マラウイ国内のみ
	④他国制度との関係	ARIPO加盟国
	⑤出願人資格	創作者又は承継人(自然人、法人)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。マラウイに非居住の出願人は、マラウイに送達のための宛先を選定しなければならないので代理人を選任しなければならない。
	⑦出願言語	英語
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年。更に5年間で2回更新できる。(最長15年)
	⑨新規性の判断基準	国内公知、国内刊行物
	⑩グレースピリオド	
	⑪不登録対象	(1)意匠の定義と合致しない意匠 (2)必要とされる新規性を欠く意匠 (3)彫刻の著作物、工業的過程で量産される雛型又はパターンとして使用されるか又は使用されることを意図した型又は雛型を除く。 (4)壁掛け又はメダル (5)本質的に文学又は美術的性格の印刷物 (6)意匠の使用が登録官に法律又は道徳に反すると考慮される意匠 (7)明示、黙示又は法定の信託通知
	⑫実体審査の有無	無。
	⑬審査請求制度の有無	無
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	無。
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	有。
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。
	⑲出願公開制度の有無	無。
	⑳秘密意匠制度の有無	無。
	㉑異議申立制度の有無	有。利害関係人は、出願の公告の日から3月以内に、異議申立を行うことができる。
	㉒無効審判制度の有無	有。利害関係人は、出願の公告の日から3月以内に、異議申立を行うことができる。
	㉓登録表示義務	無。登録表示の義務は無いが、損害賠償を得るには必要である。

①国名	Republic of Malawi (MW) (マラウイ共和国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	1958年4月1日(1958年商標法No.14、Cap.49:01)
	③地理的効力の範囲	マラウイ国内のみ
	④他国制度との関係	ARIPO加盟国
	⑤商標法の保護対象	商標(サービスマークは登録することは出来ない)、証明商標
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、結合商標、色彩商標
	⑦出願人資格	標章を使用する者(自然人、法人)
	⑧権利付与の原則	先願主義
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。マラウイに非居住の出願人は、マラウイに送達のための宛先を選定しなければならないので代理人を選任しなければならない。、
	⑪出願言語	英語
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から7年。14年ごとに更新できる。
	⑬グレースピリオド	無。
	⑭不登録対象	(1)「特許」「特許済み」「登録済み」「登録意匠」「著作権」「版權登録済み」「模造品に対し、これは模造である」の語句又は同様な趣旨の語 (2)大統領を表したもの又はそのもっともらしい模倣 (3)「赤十字」又は「ジュネーブ十字」の語及びジュネーブの文字とその他の赤色十字を表したものの、スイス連邦の赤地に白色の十字もしくは赤地に銀色の十字、又はそれに類似した色彩による表示 (4)「アンザック軍団」の語 (5)頂飾、紋章、記章、騎士の勲位、勲章、州、市、自治都市、町もしくは村の旗章又は協会、会社、機関もしくは人の旗章を表したものの。但し、当事者の同意がある場合を除く。 (6)他人の氏名又は肖像。但し、当該他人の同意がある場合を除く。
	⑮防護標章制度の有無	有。非常に広く認識された創造語からなる商標は、登録部Dに登録することができる。
	⑯周知商標制度の有無	無。
	⑰一出願多区分制度の有無	
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。
	⑲審査請求制度の有無	
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	無。
	㉒異議申立制度の有無	有。何人も公告日から2月以内に異議を申し立てることができる。
	㉓無効審判制度の有無	

①国名	Republic of Malawi (MW) (マラウイ共和国)	
	②④不 使用 取消 制度 の有 無	有。5年。継続して5年以上の不 使用は、不 使用取消の 対象となる。
	②⑤商 標分 類	国際分類(ニース分類)を採用している。
	②⑥図 形要 素の 分 類	無。
	②⑦譲 渡要 件	無。商標権は、営業の譲渡とは関係なく譲渡できる。
	②⑧費 用 単 位 MWK (マラウ ィ・ クワ チャ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 (情報が得られませんでした) [商標権の維持に掛かる費用] 存続期間更新料
	②⑨料 金減 免措 置 の有 無	(情報が得られませんでした)